

市ホームページに関する
お知らせ
(介護保険課分)

介護保険

介護事業者向け

通知・事務連絡

大和市転入直後の大和市地域密着型サービス利用の可否について ①

月額包括報酬の日割りの取扱いについて ②

・・・

・・・

申請、届出関連（募集・指定・加算）

介護事業所等における指定申請等の電子申請について ③

介護保険事業者の事故報告について ④

・・・

・・・

介護サービスに関する問合せについて（介護事業者向け） ⑤

・・・

・・・

・・・

・・・



大和市転入直後の大和市地域密着型サービス 利用の適否 について



シェアする

ツイート

更新日：2022年06月7日

- 特段の事情がある場合の市への相談方法を電子申請に変更しました。（令和5年9月19日更新）
- 平成28年度に定めた転入直後の地域密着型サービス利用適否の取扱いについて、相談内容から見直しを行い、取扱いの変更をしました。（令和4年7月1日更新）

（注意）被保険者が利用するサービスは、ケアマネジメント等の結果にもとづき決定されます。



在宅系サービスと位置付けられる地域密着型サービス

転入直後でも利用可能とします。

対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護



施設・居住系サービスと位置付けられる地域密着型サービス

転入手続きが完了後、3月を経過しない場合の利用は不適切と考えます。

対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特別養護老人ホーム生活介護

ただし、特例として、地域密着型サービス事業者又は介護支援専門員等が利用希望者等から聞き取りを/電子申請からご相談ください。

[電子申請](#)



月額包括報酬の日割りの取扱いについて



シェアする

ツイート

更新日：2023年05月22日

事業所から市への過去の問合せ等を基にまとめたものになります。

(注意)問合せ状況等により、随時、加筆・修正をします。

なお前提として、休業等の結果、同月内のサービス提供がなくなった利用者については請求できません。
(休業とは、全利用者に対し、サービス提供できない状態を指します。)

このページ以外に介護保険最新情報や介護サービス関係のページがあるようにしてください。

[介護保険最新情報](#)

[介護サービス関係Q&A](#)

(注意)いずれの条件にも当てはまらず、判断が難しい場合は、必ず市に相談してください。

日割りとなる主な事由

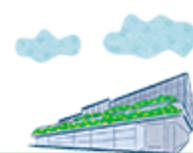
[月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について](#)

過去の問合せより

問合せ内容	回答
利用者が医療機関へ入院した場合は日割りになるのか。	<p>利用者の入院は日割りの事由にならない。</p> <p>【参考】厚生労働省Q&Aより 問：入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。 回答：登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。</p>



介護事業所等における指定申請等の電子申請 について



シェアする

ツイート

更新日：2023年11月08日



「電子申請届出システム」について

厚生労働省は、介護事業者が指定権者（都道府県・市町村）に対する所要の申請届出をオンライン上で行うことができるよう、「電子申請届出システム」を整備し、令和4年11月28日から運用を開始しています。

開始時期について

本市では、令和5年7月1日より、指定申請等における電子申請の受付を開始します。

（注意）当初は令和5年4月1日開始を予定していましたが、上記のとおり変更します。（令和5年4月27日更新）

利用方法について

「電子申請システム」には、以下のリンクよりアクセスできます。

[厚生労働省「電子申請届出システム」](#)

また、本システムの操作方法につきましては上記リンク先「ヘルプ」に掲載されています。「操作マニュアル」をご参照ください。

[「電子申請届出システム」 - 「ヘルプ」](#)

（注意）

「電子申請システム」を使用するためには、「GビズID」の取得が必要です。



介護保険事業者の事故報告について(令和5年7月3日要領改正)



シェアする

ツイート

更新日：2023年08月31日

介護サービス提供中に事故が発生した場合、介護保険事業者は、被保険者の属する保険者（市町村）及び事業所・施設が所在する保険者（市町村）への事故報告が義務付けられています。

(注意) サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームにおける事故の報告先は県になります。

大和市事故報告取扱要領及び事故報告様式

大和市事故報告取扱要領及び事故報告様式は、次のとおりです。



[大和市事故報告取扱要領 \(PDFファイル: 283.5KB\)](#)



[事故報告様式 \(Excelファイル: 25.3KB\)](#)

報告方法

大和市に対する事故報告はe-kanagawa電子申請システムを用いて行ってください。

以下から報告種別を選択し、リンク先で報告してください。

(注意) 「第一報」兼「終了報告」の場合は「終了報告」として報告してください。

- [第一報](#)（特に報告の緊急性が高い事故について取急ぎ報告するものです。）
- [終了報告](#)（事故の区切りが付き、事故報告書の全項目を入力し報告するものです。）
- [経過報告](#)（第一報～終了報告の間又は、終了報告以後に追加で行う報告です。）





介護サービスに関する問合せについて（介護事業者向け）



シェアする

ツイート

更新日：2023年08月02日

問合せ方法

問合せ種類によって方法が異なります。

次表の問合せ方法は大和市の場合になりますので、それ以外は対象の自治体に確認してください。

電子申請による問合せ方

大和市に対する介護サービスに関する問合せをする場合は、以下から問合せする事業所の種別を選択し、リンク先（e-kanagawa電子申請システム）先で記入してください。

- [大和市指定事業所](#)
- [大和市指定事業所以外](#)（大和市外に所在する地域密着型サービスを含む）

（注意）

- 必ず問合せ前に、通知文書、基準、介護保険最新情報、Q&A、集団指導資料等（以降、「通知文書等」という。）を組合せて確認してください。
- 問合せ対象は、通知文書等に記載がなく、市の判断が必要なものに限られます。
- 通知文書等がある場合は、この問合せの回答に関わらず、原則、通知文書等が優先されます。
- 問合せ内容については、市で検討及び必要に応じて県へ確認等をするため、すぐに回答することはできません。
- 指定権者が大和市でない場合は、大和市への問合せの前に指定権者へ確認してください。